

檜原村教育大綱



令和2年9月

檜原村

檜原村教育大綱

令和2年9月30日

檜原村

1 大綱策定の趣旨

教育に関する大綱（教育大綱）は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3の規定に基づき策定するものである。檜原村においては、「第5次檜原村総合計画後期基本計画（令和元年度～令和5年度）」における教育に関する部分を実行するために、檜原村教育大綱を定める。

2 第5次檜原村総合計画後期基本計画（後期基本計画）と教育大綱との関係

後期基本計画は、檜原村を総合的かつ計画的に運営するための基本計画で、基本構想と基本計画から構成されている。基本構想では、「森と清流を蘇らせ未来に誇れる活力ある村」を将来像に掲げている。

この将来像に基づき、基本計画における教育及び文化に関する分野では、「心豊かな村民を育む村づくり」において、家庭教育・幼児教育の充実、学校教育の充実、社会教育・社会体育の振興、文化と伝統の継承について施策を推進している。

本教育大綱は、後期基本計画の分野別の大綱であり、教育委員会の教育目標を具現化するための事柄の根本に位置付けられる。

3 期間

本教育大綱の期間は、後期基本計画の期間に合わせて、令和5年度までとする。

4 基本理念及び基本方針

第5次檜原村総合計画 後期基本計画における、村づくりの将来像のもと、基本理念及び基本方針を次のとおり定める。

(1) 基本理念

檜原の郷土に根ざし「ふるさと」を支え、ともに生きる村民の育成

(2) 基本方針

ア 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

イ 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成することが求められる。そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、郷土を愛し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

ウ 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

少子化高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す檜原村において、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、住民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できることが求められる。そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

エ 「住民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

家庭・学校・地域の協働とすべての住民の教育参加を進め、住民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。そのために、他地区教育委員会と緊密な連携・協力するとともに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進め、住民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。